

# 火災に遭われた方へ

～消防からのお願い、各種手続き・支援の手引き～

三沢市消防本部

被災された皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

このパンフレットは、火災に遭われた方が一日も早く通常の生活に戻れるよう、火災の後に必要となる手続きや相談の多い事柄をまとめたものです。ぜひお役立てください。

## 1 火災原因及び損害調査への協力のお願い

消防署では火災の発生原因や生じた損害、また今後の火災予防対策等に役立てるための調査を行います。正確な調査を行うための現場保存、倒壊や崩落などによる事故防止のため、火災現場への立ち入りや物品の移動及び処分等は調査終了まで行わないでください。また、調査員の質問には正確にお答えください。

## 2 被災後の各種手続き

### (1) り災申告とり災証明の交付に関すること

項目	内容	お問い合わせ先
り災申告について	火災による建物、物品、車両等の損害を調査するために使用するもので、「不動産り災申告書」、「動産り災申告書」、及び「車両・船舶・航空機り災申告書」があります。各申告書は火災原因調査時にお渡しします。	三沢市消防署予防係 0176-54-4212
り災証明書の交付	火災による廃棄物の処理、損害保険金の請求、税金の減免など各種届出をする際に必要となるもので、「り災証明申請書」により申請いただいた後に交付されます。	

(2) 後片付け・その他手続きに関すること

項目	内容	お問い合わせ先
焼け跡の後片付け	建物の修理及び解体については建築業者または産業廃棄物処分業者に、車両の処分については自動車販売店または自動車整備工場にお問い合わせください。また、焼け跡から出たごみの搬入については、三沢市清掃センターにお問い合わせください。	三沢市清掃センター 0176-59-3331
ライフラインの一時停止	契約されている電力会社、電話会社、ガス会社、水道お客様センターにお問い合わせください。	水道お客様センター (三沢市上下水道庁舎) 0176-51-2373

(3) 各種証明書に関すること

項目	内容	お問い合わせ先
マイナンバーカードの再交付	最寄りの警察署または交番で「遺失届」を届出し「遺失番号」を受けた後、市役所のマイナンバー担当窓口で遺失したものの無効手続きと新規交付手続きを行います。	三沢市役所市民課 0176-53-5111
印鑑登録の再登録	新たに実印として使用する印鑑を準備し、市役所の印鑑登録担当窓口で新規登録手続きを行います。	
保険証の再交付	(国保の場合) 運転免許証などの顔写真付き公的証明書類を準備し、市役所の国保担当窓口で再交付手続きを行います。	(国保) 三沢市役所国保年金課 0176-53-5111 (社保・共済) 勤務先の事務担当者にお問い合わせください。
年金証書等の再交付	本人確認書類を準備し、市役所の国民年金担当窓口へお問い合わせください。	三沢市役所国保年金課 0176-53-5111
運転免許証の再交付	最寄りの警察署または交番で「遺失届」を届出し「遺失番号」を受けた後、運転免許証を発行した公安委員会と同じ都道府県の警察署(例:青森県公安委員会発行の運転免許証を再交付する場合は青森県内の警察署)で再交付手続きを行います。	三沢警察署 0176-53-3145  八戸自動車運転免許試験場 (八戸警察署内) 0178-24-4415
雇用保険被保険者証の再交付	身分証明書を準備し、最寄りのハローワークで手続きを行います。	ハローワーク三沢 0176-53-4178

(4) 災害見舞金等の各種支援に関すること

項目	内容	お問い合わせ先
救 助 金 の 支 給	火災により住居に半焼以上の被害を被ったり災害世帯に対し、条例に基づき救助金が支給される場合があります。	三沢市役所生活安全課 0176-53-5111
災害見舞金等の 支 給	赤い羽根共同募金から災害見舞金等の支給を受けられる場合があります。	三沢市共同募金委員会 〔 三沢市社会福祉協議会内 〕 0176-53-3422
生 活 資 金 の 貸 付	災害を受けたことにより臨時に必要な経費（福祉費）、また緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合のための少額の資金（緊急小口資金）の貸付を受けられる場合があります。	三沢市社会福祉協議会 0176-53-3422
児 童 及 び 生 徒 へ の 就 学 援 助	「三沢市要保護・準要保護児童生徒援助費支給要綱」に基づき、学用品費、学校給食費等の就学援助を受けられる場合があります。	通学先の小学校、中学校、または教育委員会学務課にお問い合わせください。 三沢市教育委員会学務課 0176-53-5111
救 援 物 資 の 配 布	日本赤十字社から世帯毎にタオル・救急絆創膏等が入った緊急セットを1組、及び1人1枚毛布の配布が受けられます。	三沢市役所生活安全課 0176-53-5111
一時的な宿泊場所について	近隣に親戚や知人がいないために一時的な宿泊場所が見つからないなどお困りごとについては、三沢市福祉事務所にご相談ください。また、三沢市国際交流教育センターに一時的に有料で宿泊できる場合があります。	三沢市福祉事務所 0176-51-8770  三沢市国際交流教育センター 0176-51-1255

(5) 税金・保険金等に関すること

項目	内容	お問い合わせ先
税金の減免申請	住民税、固定資産税、軽自動車税などの市税、自動車税などの県税、所得税などの国税の減免を受けられる場合があります。	(市税) 三沢市役所税務課 0176-53-5111 (県税) 上北地域県民局県税部 0176-23-4241 (国税) 十和田税務署 0176-23-3151
保険金の請求	契約されている損害保険会社に「り災した旨」を連絡し、現場調査が行われた後に被害額が算定され、支払われる保険金額が決定されます。	契約されている保険会社の本支店または担当代理店にお問い合わせください。
紙幣・貨幣の交換	法律に定める基準に基づき、全額または半額と引き換えできます。	日本銀行青森支店 017-734-2162
預金(貯金)通帳の再発行	届出している印鑑と運転免許証などの公的証明書類を持参し、手続を行います。	取引をしている金融機関にお問い合わせください。
クレジットカードの再発行	クレジットカード会社に連絡をし、利用停止と再発行の手続を行います。	取引をしているクレジットカード会社にお問い合わせください。